

## 特定目的会社に係る監査上の実務指針

平成23年12月5日  
改正 平成24年8月30日  
日本公認会計士協会

### 目次

I	はじめに	1
II	特定目的会社の会計に係る法令	
	1. 資産流動化法に基づく特定目的会社の計算書類	2
	2. 金融商品取引法に基づく特定目的会社の財務諸表	5
	3. 特定目的会社の計算関係書類	5
III	重要な虚偽表示リスクの評価	
	1. 特定目的会社制度	5
	2. 特定目的会社における役員の特徴	6
	3. 一般的留意事項	6
IV	監査手続	
	1. 特定資産の対象となる資産	6
	2. 不動産等の監査	
	(1) 不動産等の範囲	6
	(2) 監査手続	7
	3. 金銭債権の監査	
	(1) 金銭債権の存在性の監査手続	7
	(2) 金銭債権の取引の監査手続	7
	(3) 金銭債権の評価の監査手続	8
	4. その他の留意事項	
	(1) 特定目的会社の会計処理に関する留意事項	8
	(2) 特定目的会社の計算書類の表示に関する留意事項	8
	(3) 会計監査人が、会計監査報告の内容を監査規則第11条第1項各号に規定する日までに、特定監査役及び特定取締役へ通知しなかった場合の取扱い	8
	(4) 経営者及び監査役等とのコミュニケーション並びに経営者確認書の取扱い	9
	5. 継続企業の前提に関する会計監査人の検討	
	(1) 特定目的会社の監査における監査上の判断の枠組み	12
	(2) 特定目的会社特有の継続企業の前提に関する留意事項	13
V	監査報告書の文例	14

VI 適用 .....	17
-------------	----

付録 計算書類及びその附属明細書、事業報告及びその附属明細書並びに利益処分案等の ひな型（参考）	
---	--

計算書類（ひな型）

1. 貸借対照表（ひな型） .....	18
2. 損益計算書（ひな型） .....	20
3. 社員資本等変動計算書（ひな型） .....	23
4. 注記表（ひな型） .....	24
計算書類に係る附属明細書（ひな型） .....	37
事業報告（ひな形） .....	45
事業報告に係る附属明細書（ひな型） .....	59
利益処分案等（ひな型） .....	61

## << I はじめに >>

1. 平成10年6月15日に「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（平成10年法律第105号。以下「資産流動化法」という。）が公布された。この法律は、特定目的会社が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保するとともに、特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者によるこれらの証券に対する投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とするものであった。また、同年8月31日には、「特定目的会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」（以下「旧計算書類規則」という。）及び「特定目的会社の監査報告書に関する規則」（以下「旧監査報告書規則」という。）が公布され、併せて平成10年9月1日から施行された。

資産流動化法は、平成12年5月31日に公布された「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律」（平成12年法律第97号。以下「平成12年改正法」という。）により大幅に改正され、法律の名称も「資産の流動化に関する法律」（この改正前の資産流動化法を以下「旧資産流動化法」という。）に変更された（注1）。

また、平成17年7月26日の会社法の公布に併せて「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年7月26日法律第87号。以下「会社法整備法」という。）が公布され、同法により資産流動化法が改正された（注2）。

（注1）平成12年改正法の附則第2条第1項では、平成12年改正法が施行された平成12年11月30日前に成立した旧資産流動化法に規定する特定目的会社（以下「旧特定目的会社」という。）に関しては、改正後の資産流動化法の規定は適用せず、旧資産流動化法の規定がなお効力を有するものとされていた。そこで、その後会社法整備法が施行されるまでは、特定目的会社には、改正後の資産流動化法に規定する特定目的会社と旧資産流動化法に規定する旧特定目的会社の2種類が並存することになった。

（注2）平成17年の資産流動化法の改正に伴い、旧計算書類規則及び旧監査報告書規則の全部が改正され、規則の名称がそれぞれ「特定目的会社の計算に関する規則」（平成18年4月20日内閣府令第44号。以下「計算規則」という。）及び「特定目的会社の監査に関する規則」（平成18年4月20日内閣府令第45号。以下「監査規則」という。）と改められて施行された。なお、会社法整備法第228条により旧資産流動化法が廃止され、旧特定目的会社は原則として会社法整備法による改正後の資産流動化法の特例旧特定目的会社として存続する（会社法整備法第229条、第230条）こととされ、独自の規定が適用されることに

なっている。既に特例旧特定目的会社の数は僅少となったため、本指針の対象とはしていないが、特例旧特定目的会社に関しては上の点で留意を要する。

2. 日本公認会計士協会は、計算規則に従った計算書類、事業報告、利益処分案等及び附属明細書のひな型の一例を示すとともに、併せて会計監査人の監査報告書の文例を示すものとして平成15年11月18日に業種別委員会報告第31号「特定目的会社の計算書類等の様式及び監査報告書の文例」（以下「業種別委員会報告第31号」という。）を公表し、数次にわたる改正を行ってきた。本指針は、業種別委員会報告第31号の見直しに当たり、構成を大幅に見直すこととしたため、当該報告を廃止し、新たな実務指針として公表するものである。本指針は特定目的会社に関する監査手続のうち重要な手続を実務指針として記載し、また、実務の参考に供するため、付録として、計算書類及びその附属明細書、事業報告及びその附属明細書並びに利益処分案等のひな形を添付している。

## ＜＜Ⅱ 特定目的会社の会計に係る法令＞＞

### ＜＜1. 資産流動化法に基づく特定目的会社の計算書類＞＞

3. 特定目的会社が作成する特定目的会社に係る計算書類及びその附属明細書（すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び注記表、並びにこれらの附属明細書）については、原則として、資産流動化法「第二編 特定目的会社制度 第二章 特定目的会社 第五節 計算等」の定め（以下「計算規定」という。）によるものとされるが、その記載方法等については、計算規則の定めによるものとされ、計算規則の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌しなければならないとされている（計算規則第3条）。

(注) 特定目的会社の計算書類等 (法第105条)

(会計監査人設置会社)

	招集通知添付 (法(*1)第103 条第1項)	総会提出 (法第104条 第1項)	総会承認(*2) (法第104条 第2項)	会計監査人 監査対象(*3)	監査役 監査対象(*4)	公告 (法第104条 第5項)(*5)	備置(*6) (法第105条 第1項、2項)
貸借対照表	○	○	○	○	○	○(*7)	○
損益計算書	○	○	○	○	○	○(*7)	○
社員資本等変動計算書	○	○	○	○	○	—	○
注記表	○	○	○	○	○	—	○
事業報告	○	○	内容報告 のみ	—	○	—	○
利益処分案 又は損失処理案	○	○	○	—	—	—	○
附属明細書							
計算書類の附属明細書	—	—	—	○	○	—	○
事業報告の附属明細書	—	—	—	—	○	—	○
監査報告	○	—	—	—	—	—	○
会計監査人監査報告	○	—	—	—	—	—	○(*8)

(\*1) 上記表中「法」とは資産の流動化に関する法律をいう。なお「計算書類」とは、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び注記表を指し（法第102条第2項、計算規則第22条）、「計算関係書類」とは、成立の日における貸借対照表、各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書をいう（計算規則第2条第2項第3号）が、「計算書類等」は、各事業年度に係る

計算書類、事業報告及び利益処分案並びにこれらの附属明細書（監査報告及び会計監査報告を含む。）をいう（法第105条第1項）。なお、招集通知に添付する「提供計算書類等」は、会計監査人設置会社の場合、原則として上の表の「招集通知添付」の欄記載のものとなる（計算規則第70条）。

(\*2) 会計監査人設置会社については、計算書類が法令、資産流動化計画及び定款に従い特定目的会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものと内閣府令（監査規則第17条）で定める要件を満たしている場合は、計算書類について、総会の承認ではなく取締役の報告で足りる（法第104条第4項）。

（監査規則第17条で定める要件）

- ・ 会計監査報告書の意見が無限定適正意見であること
- ・ 監査役の監査報告の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと
- ・ 計算書類が監査規則第11条第3項の規定により監査を受けたものとみなされたものではないこと

(\*3) 会計監査人監査対象となる（監査規則第2条第2項、第9条）。

(\*4) 監査役監査対象となる（監査規則第2条第2項、第6条及び第15条）。

(\*5) 公告の方法が、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する場合には（法第194条第1項第1号及び第2号）、要旨の公告（計算規則第72条以下）で足りる（法第104条第6項）。

(\*6) 本店に、定時社員総会の日から1週間前の日から5年間、支店に、定時社員総会の日から1週間前の日から3年間備え置かなければならない（法第105条第1項、2項）。

(\*7) 会計監査人設置会社でない場合には、貸借対照表のみの公告でよい（法第104条第5項）。

(\*8) 会計監査人設置会社でない場合は必要ない（法第105条第3項）。

## ＜＜2. 金融商品取引法に基づく特定目的会社の財務諸表＞＞

4. 特定目的会社が作成する特定目的会社に係る財務諸表（すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表及び附属明細表）の用語、様式及び作成方法は、原則として、財務諸表等規則又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとされているが、財務諸表等規則第2条の規定により、それらの記載方法等については、特定目的会社の計算規則の定めによるものとされている。同様に、特定目的会社の中間財務諸表の作成方法についても原則として、中間財務諸表等規則又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとされているが、中間財務諸表等規則第38条及び第57条の規定により、それらの記載方法等については、計算規則の定めによることができるものとされている。

## ＜＜3. 特定目的会社の計算関係書類＞＞

5. 特定目的会社の計算関係書類の作成については、資産流動化法の計算規定及び計算規則による。ただし、監査規則では、計算関係書類についての監査報告の作成にあたり、計算関係書類が法令、資産流動化計画及び定款に従い、当該特定目的会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見が必要とされているため、計算関係書類の作成にあたっては法令、資産流動化計画及び定款との整合性に留意する必要があると考えられる。

## ＜＜Ⅲ 重要な虚偽表示リスクの評価＞＞

### ＜＜1. 特定目的会社制度＞＞

6. 特定目的会社制度とは、原資産保有者が特定資産を特定目的会社に売却し、特定目的会社はその資産から得られるキャッシュ・フローや資産価値を裏付けとした資産対応証券を発行することにより資金調達を図る仕組みであり、資産の管理処分は外部の信託会社等（いわゆる特定資産管理処分受託者）にすべて委託しなければならない。特定目的会社は、資産を証券化するための「ビークル」であることから、会社法に定める会社と比べて組織上の簡素化が図られており、資産の運営管理等の業務は外部に委託されるものとされている。投資家保護の観点から、対象資産の特定及び資産流動化計画の作成及び監督官庁への報告義務等が課せられている。

また、特定目的会社を利用した取引の関係者は、原資産保有者、資産の管理運営を行う特定目的会社の取締役、特定資産管理処分受託者、会計事務の受託者のほか、資金調達に関連して特定出資者、優先出資者、特定借入れの貸付人、特定社債権者等（以下「関係者」という。）、多様となることが多い。

## ＜＜2. 特定目的会社における役員の特徴＞＞

7. 資産流動化法上、取締役は特定目的会社の代表権及び業務執行権を有し（同法第78条及び第79条）、監査役は取締役の業務監査及び会計監査権限を有する（同法第87条）。また、監査役は、取締役が不正行為を行った場合等の他の取締役又は他の取締役がないときは社員総会への報告義務も有している（同法第88条）。このように特定目的会社における取締役及び監査役は、株式会社の場合とほぼ同様の権利・義務が制度上認められているが、資産流動化スキームにおける倒産隔離等の観点から、公認会計士や弁護士等の職業的専門家が就任するケースが多く、自らの判断により主体的に意思決定を行うことは予定されていないのが通常である。特定目的会社における取締役及び監査役は、資産流動化計画や定款等に従い、流動化スキームが円滑に遂行するように行動することが前提とされている。

## ＜＜3. 一般的留意事項＞＞

8. 重要な虚偽表示リスクの評価は、監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」に従って行うが、特定目的会社の特殊性にかんがみ、例えば、次の状況に留意する必要がある。

- (1) 特定目的会社の事業活動は、法令等により様々な規制を受けており、さらに、個々の特定目的会社は、それぞれの資産流動化計画及び定款において個別に詳細な制限事項を規定している。法令違反や制限事項の違反は事業活動に重大な影響を及ぼす危険性が高い。
- (2) 特定目的会社の関係者は多様であり、運営管理の判断過程が明らかでない場合があるため、取引の仕組み全体と意思決定の所在を理解して検討する。
- (3) 特定目的会社の採用した会計方針が、取引の実態を適切に反映しているか検討する。例えば、特定資産たる不動産の保有目的（販売用不動産又は固定資産）等の判断は、資産流動化計画及び関連文書における具体的な事業計画の内容等に留意する。

## ＜＜IV 監査手続＞＞

### ＜＜1. 特定資産の対象となる資産＞＞

9. 特定目的会社が取得する資産は資産流動化法第212条による制限があり、現在運用されている特定目的会社の特定資産としては、不動産、不動産を対象とした信託受益権、金銭債権がほとんどであるため、以下に不動産等と金銭債権の監査について記載する。

### ＜＜2. 不動産等の監査＞＞

#### ＜＜(1) 不動産等の範囲＞＞

10. 不動産等とは、特定目的会社の投資対象として下記の資産をいう（「資産の流動化に関する法律施行規則」第18条、別表）。



- ① 不動産
- ② 不動産に関する所有権以外の権利
- ③ 上記①②を対象とした信託受益権

#### <<(2) 監査手続>>

11. 不動産等の監査に当たっては、業種別委員会実務指針第14号「投資信託及び投資法人における当面の監査上の取扱い」Ⅱ 監査手続 4. 不動産等の監査(2)～(5)を参考にして実施する。

また、特定目的会社においては特定資産の評価が特に重要であり、資産に係る不動産の鑑定評価の評価額の注記（計算規則第53条第1項第6号）、賃貸等不動産に関する注記（計算規則第57条の3）等の監査に当たり、不動産鑑定評価を利用する場合は一般的と考えられる。不動産鑑定評価書を利用するに当たっては、監査基準委員会報告書500「監査証拠」及び監査基準委員会報告書620「専門家の業務の利用」に従い、不動産鑑定士の実施した評価業務について検討する必要がある、具体的には監査・保証実務委員会「特別目的会社を利用した取引に関する監査上の留意点についてのQ&A」Q7のA②に留意して監査手続を実施する。

#### <<3. 金銭債権の監査>>

12. 特定資産である金銭債権の監査に当たっては、特定目的会社の関係者の状況を考慮した上で監査手続を行うこと、また、金銭債権の特徴（種類、内容等）に対応した監査手続を行うことに留意する。

##### <<(1) 金銭債権の実在性の監査手続>>

13. 金銭債権の実在性につき検証する場合には、特定目的会社の関係者の状況を把握し、それらの状況を踏まえて、確認、契約書類の閲覧等の監査手続を検討する。例えば、原資産保有者がサービサーとなる多数の小口債権の譲受のような場合には、原資産保有者に直接確認することが考えられる。特に、関係者の状況から、二重譲渡等により架空資産が発生するリスクが大きいと判断される場合には、より強力な監査証拠を入手することを検討する。

14. 金銭債権の実在性の監査手続を実施するに当たっては、金銭債権が大口の債務者のみで構成されるのか、多数の小口債権の集合体であるのか等の金銭債権の特徴を踏まえて検討する。

##### <<(2) 金銭債権の取引の監査手続>>

15. 金銭債権の取引につき検証する場合には、特定目的会社の関係者の状況を把握し、それらの状況を踏まえて監査手続を検討する。特に、関係者の状況から、取引の実態のない架空の取引が発生するリスクが大きいと判断される場合には、より強力な監査証拠を入手することを検討する。

また、当初の特定資産の譲受が行われた際の取引金額については、価格調査の報告

書、契約書類等との整合性に留意する。

#### ＜＜(3) 金銭債権の評価の監査手続＞＞

16. 金銭債権の評価に当たっては、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」に従って適切に処理されていることを検討する。

17. 特定目的会社の金銭債権の評価につき検証する場合には、特定目的会社の関係者の状況を把握し、それらの状況を踏まえて監査手続を検討する。

また、金銭債権の評価に関して貸倒引当金の計上を検討する場合には、貸倒リスクに関する契約条項等を検討した上で、特定目的会社が負う実質的な貸倒リスクを考慮して判断する。

#### ＜＜4. その他の留意事項＞＞

##### ＜＜(1) 特定目的会社の会計処理に関する留意事項＞＞

18. 特定目的会社における配当金額の算出に当たっては、資産流動化法第114条に基づくことになるが、現行の税務上、一定の要件を満たす場合には、その支払配当金を損金に算入することが認められている（租税特別措置法第67条の14）。このため、特定目的会社では、税務上の要件を満たすように会計処理を行う可能性があり、会計上と税務上の処理との間に相違が生じる可能性がある場合には十分に留意する。

##### ＜＜(2) 特定目的会社の計算書類の表示に関する留意事項＞＞

19. 特定目的会社の損益計算書は、当期純損益金額の次に当期末処分利益又は当期末処理損失を表示することとされている（計算規則第45条）。特に、前期繰越利益又は前期繰越損失の額について遡及適用又は修正再表示を行った場合にあっては遡及適用又は修正再表示を行った後の額を表示する（計算規則第45条第1項）ことに留意する。

##### ＜＜(3) 会計監査人が、会計監査報告の内容を監査規則第11条第1項各号に規定する日までに、特定監査役及び特定取締役へ通知しなかった場合の取扱い＞＞

20. 監査規則第11条第3項では、会計監査人が会計監査報告の内容を、特定監査役及び特定取締役に対し、同条第1項各号に規定する通知をすべき日までに通知しない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については会計監査人の監査を受けたものとみなすとされている。

同条第3項は、何らかの事由により当該監査期日までに監査が終了せず、かつ、計算関係書類の作成者側との間で通知期限延長の合意が成立しない場合に、その後の社員総会招集手続を継続できるようにするための規定であり、この場合には、結果的に会計監査人は意見を表明しないことになる。

なお、この同条第3項は、監査意見の表明が可能である場合に、意図的に会計監査

報告の内容を通知しないことを予定したものではないと考えられる。

＜＜(4) 経営者及び監査役等とのコミュニケーション並びに経営者確認書の取扱い＞＞

＜＜① 経営者及び監査役等とのコミュニケーション＞＞

21. 会計監査において経営者及び監査役等とのコミュニケーションが必要とされる根拠としては以下のものがあげられる。

ア. 監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」により、専ら不正の観点から、その必要性について規定している。

イ. 監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」では、お互いの監査責任の遂行のための相互補完等の観点から、その必要性及び手続について規定している。

22. 特定目的会社の取締役及び監査役は、株式会社等の場合と同様に、会計監査報告の内容の通知を受ける権限（監査規則第11条）を有していることから原則的には上記の委員会報告書に基づき対応する必要があるものと考えるが、特定目的会社の会計監査については、第7項で記載した取締役及び監査役の特質に留意するとともに、特定目的会社の会計監査が精査に近い形で実証手続がなされている実態にかんがみ、弾力的に対応することも考えられる。

＜＜② 経営者確認書の入手＞＞

23. 経営者確認書に関する実務上の指針として、監査基準委員会報告書580「経営者確認書」が公表されている。第7項に記載のとおり、特定目的会社の取締役及び監査役は名目的な存在となっている場合もあるが、取締役は、資産流動化法上、代表権と業務執行権を付与された存在であり、計算書類及びその附属明細書の作成について責任を負っているため、原則として、上記委員会報告書に基づき経営者確認書を入手する必要があるものとする。

なお、状況に応じて、取締役のほか、特定資産管理処分受託者等、取締役以外の関係先に対しても経営者確認書の内容について確認することが望ましい。

経営者確認書については、下記の文例を参照されたい。

資産流動化法に基づく監査に関する経営者確認書の記載例

	平成×年×月×日
〇〇監査法人	
指定社員	
業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿	(注1)
	〇〇特定目的会社
	取締役 (署名)
	(又は記名捺印)

本確認書は、当社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の計算書類及びその附属明細書（以下「計算書類等」という。）が、法令、資産流動化計画及び定款並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（以下「法令等」という。）に準拠して、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて貴監査法人が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。（注2）

## 記

### 計算書類等

1. 私たちは、平成×年×月×日付けの（平成×年×月期に係る）監査契約書に記載されたとおり、法令等に準拠して計算書類等を作成する責任を果たしました。計算書類等は、法令等に準拠して会社の財産及び損益の状況を適正に表示しております。
2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成するために、経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しております。
3. 時価による測定を含め、会計上の見積りを行うに際して使用した重要な仮定は、合理的であると判断しております。
4. 関係当事者（注3）との関係及び取引は、法令等に準拠して適切に処理し、かつ注記しております。（注4）
5. 決算日後本確認書の日付までに発生した計算書類等に重要な影響を及ぼす事象は、すべて計上又は注記されております。（注4）
6. 計算書類等を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等はすべて、法令等に準拠して適切に処理又は注記されております。（注4）
7. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても計算書類等全体に対して重要ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております。（注4）（注5）
8. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（監査基準委員会報告書580参照）。

### 提供する情報

9. 貴監査法人に以下を提供いたしました。
  - (1) 記録、文書及びその他の事項等、計算書類等の作成に関連すると認識しているすべての情報を入手する機会
  - (2) 本日まで開催された社員総会の議事録及び取締役決定書並びに重要な稟議書及び契約書

- (3) 貴監査法人から要請のあった監査のための追加的な情報
- (4) 監査証拠を入手するために必要であると貴監査法人が判断した、当社の役員及び特定資産管理処分受託者等への制限のない質問や面談の機会
10. すべての取引は会計記録に適切に記録され、計算書類等に反映されております。
11. 不正による計算書類等の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価を貴監査法人に示しております。
12. 当社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下のすべての情報を貴監査法人に提供いたしました。
- － 経営者による不正又は不正の疑い
  - － 内部統制において重要な役割を担っている特定資産管理処分受託者等による不正又は不正の疑い
  - － 上記以外の者による計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い
13. 特定資産管理処分受託者、投資家、規制当局又はその他の者から入手した計算書類等に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関するすべての情報を貴監査法人に提供いたしました。
14. 計算書類等を作成する場合にその影響を考慮すべき違法行為又は違法行為の疑いに関して認識しているすべての事実を貴監査法人に提示いたしました。
15. 計算書類等を作成する場合にその影響を考慮すべき訴訟事件等（注6）又はそれらの可能性に関して認識しているすべての事実を貴監査法人に提示いたしました。
16. 関係当事者の名称、並びに認識されたすべての関係当事者との関係及び関係当事者との取引を貴監査法人に提示いたしました。
17. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（監査基準委員会報告書580参照）。
18. ……………
19. ……………
- 以 上

(注1) ① 会計監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明であるときには、上記の記載例とする。

② 会計監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明でないときには、以下とする。

〇〇監査法人  
業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇殿

③ 会計監査人が有限責任監査法人の場合には、以下とする。

〇〇有限責任監査法人  
指定有限責任社員 公認会計士 〇〇〇〇殿

業務執行社員

- ④ 会計監査人が公認会計士の場合には以下とし、確認書本文中の「貴監査法人」を「貴殿」とする。

〇〇〇〇 公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇殿

(注2) 監査基準委員会報告書580「経営者確認書」A4項からA6項までに相当する事由が生じた場合、以下のいずれかの文言への修正を考慮する。

- ・ 私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。
- ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、下記のとおりであることを確認します。
- ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。

(注3) 特定目的会社の計算書類において、注記が必要なのは関係当事者（計算規則第58条第4項）（関連当事者（同第2条第2項第2号）とは範囲が異なる。）との取引であるので、留意を要する（同第49条、第58条及び第71条）。

計算規則第58条第4項の「関係当事者」には「当該特定目的会社の特定資産の管理及び処分に係る業務を行う者及び当該者の関連当事者又はこれに準ずる者」が含まれている（同項第7号）が、この「関連当事者」とは、計算規則第2条第2項第2号に掲げる者をいう。

(注4) 該当する事項がない場合には、その旨を記載する等適宜修正する。

(注5) 資産流動化法に基づき作成される計算書類には比較情報の要請はなく、単年度の財務諸表が作成される。このため、①当年度数値に含まれる未修正の虚偽表示と②当年度数値において修正（又は解消）されたことを原因として比較可能性が損なわれていることによる影響について確認することとなる。

(注6) 訴訟事件等とは、訴訟、賠償請求、更生、査定及び賦課並びにこれらに準ずる事象をいう。

## <<5. 継続企業の前提に関する会計監査人の検討>>

24. 計算規則第49条第1号は、計算書類において継続企業の前提（同規則第51条に規定する特定目的会社の事業年度の末日において、特定目的会社が資産流動化計画の計画期間にわたって事業を継続する前提をいう。）に関する注記について規定している。

### <<(1) 特定目的会社の監査における監査上の判断の枠組み>>

25. 特定目的会社の監査における継続企業の前提に関する監査上の判断の枠組み自体は、監査基準委員会報告書570「継続企業」と基本的には同じであるが、特定目的会社特有の「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」について以下に記載する。

〈〈(2) 特定目的会社特有の継続企業の前提に関する留意事項〉〉

26. 特定目的会社における「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」とは、当初予想されなかった事象又は状況の発生により、資産流動化計画の計画期間の終期に至る前に流動化に係る業務を終了せざるを得なくなることをいい、当初から予定されていた期日に終了することを含まないと考えられている。また、資産流動化計画の計画期間の終期に至る前に業務を終了する場合であっても、当初から実質的事業終了後の猶予期間として設けられているいわゆるテール期間等を繰り上げて終了する場合には、当初から予定されていた事象の範囲内にあるため、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」とはならないことに留意する。

また、経営者の対応策の検討に当たっては、第8項(2)を考慮する必要があることに留意する。

## ＜＜V 監査報告書の文例＞＞

27. 資産流動化法に規定する特定目的会社における無限定適正意見の監査報告書の文例（無限責任監査法人の場合で、公認会計士法第34条の10の4第2項に規定する指定証明であるとき）を示し、実務の参考に供するものとする。

なお、金融商品取引法による特定目的会社の監査における監査報告書（中間監査報告書を含む。）も含め、監査報告書の取扱いについては、以下の監査基準委員会報告書を参考にされたい。

- ・ 監査基準委員会報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
- ・ 監査基準委員会報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」
- ・ 監査基準委員会報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分 とその他の事項区分」
- ・ 監査基準委員会報告書710「過年度の比較情報—対応数値と比較財務諸表」
- ・ 監査基準委員会報告書720「監査した財務諸表が含まれる開示書類における その他の記載内容に関連する監査人の責任」
- ・ 監査基準委員会報告書560「後発事象」

また、除外事項付意見を表明する場合等の監査報告書の文例については、監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」を参考にされたい。



## 独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

〇〇特定目的会社

取締役 殿

〇〇監査法人

指定社員

公認会計士 ○○○○ 印

業務執行社員

指定社員

公認会計士 ○○○○ 印

業務執行社員

(注1)

当監査法人(注2)は、資産の流動化に関する法律第102条第5項第1号の規定に基づき、〇〇特定目的会社の平成X年X月X日から平成X年X月X日までの事業年度の計算書類、すなわち貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び注記表(注3)並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、法令、資産流動化計画及び定款並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(注4)に準拠して、計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し、適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人(注2)の責任は、当監査法人(注2)が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人(注2)は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人(注2)に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人(注2)の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人(注2)は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適

正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人（注2）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人（注2）は、上記の計算書類及びその附属明細書が、法令、資産流動化計画及び定款並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（注4）に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

特定目的会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) ① 会計監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

〇〇監査法人

代表社員

公認会計士 〇〇〇〇 印

業務執行社員

業務執行社員

公認会計士 〇〇〇〇 印

② 会計監査人が有限責任監査法人の場合には、以下とする。

〇〇有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 〇〇〇〇 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 〇〇〇〇 印

業務執行社員

③ 会計監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

〇〇〇〇 公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇 印

〇〇〇〇 公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇 印

(注2) 会計監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

(注3) 計算規則第20条第3項の規定に基づき、注記表と題する計算関係書類を作成していない場合には、「計算書類すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変

動計算書及び注記表並びにその附属明細書」を「計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書」とする。

(注4) 資産流動化法第98条では、特定目的会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとしていることから、「企業会計の慣行」は会計監査人が監査を行うに当たっての判断の拠り所となるものと考えられる。

ただし、金融商品取引法監査に係る監査報告書の文言と整合するよう、この会計監査人が監査を行うに当たっての判断の拠り所を文中「企業会計の基準」として示した。

## <<VI 適用>>

28. ① 本指針は、平成23年12月5日から適用する。

② 平成23年12月5日をもって、業種別委員会報告第31号「特定目的会社の計算書類等の様式及び監査報告書の文例」は廃止する。ただし、平成23年4月1日前に開始する事業年度に係る監査については、同報告を適用する。

29. 「業種別委員会実務指針第47号「特定目的会社に係る監査上の実務指針」の改正について」（平成24年8月30日）は、平成24年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。

付録 計算書類及びその附属明細書、事業報告及びその附属明細書並びに利益処分案等のひな型（参考）

計算書類（ひな型）

1. 貸借対照表（ひな型）

貸 借 対 照 表

（平成 年 月 日現在）

（単位： 円）

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>I 特定資産の部</b>		<b>1. 流動負債</b>	×××
.....	×××	特定約束手形	×××
.....	×××	事業未払金	×××
.....	×××	特定短期社債	×××
.....	×××	一年以内償還予定特定社債	×××
.....	×××	一年以内返済予定特定借入れ	×××
.....	×××	短期借入金	
.....	×××	前受金	×××
.....	×××	引当金	×××
.....	×××	修繕引当金	×××
.....	×××	.....	×××
.....	×××	未払金	×××
<b>特定資産の部合計</b>	<b>×××</b>	預り金	×××
		未払法人税等	×××
<b>II その他の資産の部</b>		未払費用	×××
<b>1. 流動資産</b>	×××	前受収益	×××
現金及び預金	×××	繰延税金負債	×××
受取手形	×××		
事業未収入金	×××	<b>2. 固定負債</b>	×××
売買目的有価証券	×××	特定社債	×××
商品	×××	特定借入れ	×××
		長期借入金	
製品、副産物及び作業くず	×××	引当金	×××
半製品	×××	特別修繕引当金	×××
前渡金	×××	.....	×××

前払費用	×××	繰延税金負債	×××
未収収益	×××	<b>負債の部合計</b>	<b>×××</b>
.....	×××		
繰延税金資産	×××		
貸倒引当金	△×××		
<b>2. 固定資産</b>	<b>×××</b>		
(1) 有形固定資産	×××		
建物及び附属設備	×××		
減価償却累計額	△×××		
構築物	×××		
減価償却累計額	△×××		
機械及び装置	×××		
減価償却累計額	△×××		
.....	×××		
.....	△×××		
土地	×××	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	×××	1. 社員資本	×××
.....	×××	特定資本金	×××
(2) 無形固定資産	×××	優先資本金	×××
特許権	×××	特定出資申込証拠金	×××
借地権	×××	優先出資申込証拠金	×××
商標権	×××	剰余金	×××
.....	×××	任意積立金	×××
(3) 投資その他の資産	×××	当期末処分利益	×××
投資有価証券	×××	(又は当期末処理損失)	
出資金	×××	自己特定出資	×××
長期貸付金	×××	自己優先出資	×××
繰延税金資産	×××	2. 評価・換算差額等	×××
貸倒引当金	△×××	その他有価証券評価差額金	×××
		繰延ヘッジ利益	×××
<b>3. 繰延資産</b>	<b>×××</b>	(又は、繰延ヘッジ損失)	×××
特定社債発行費	×××	3. 新優先出資引受権	×××
.....	×××	.....	×××
<b>その他の資産の部合計</b>	<b>×××</b>	<b>純資産の部合計</b>	<b>×××</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>×××</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>×××</b>

(記載上の注意)

1. 表示金額は、円単位、千円単位又は百万円単位とする。なお、記載金額を円

単位以外により表示した場合には、その端数処理について注記することが望ましい。

2. 特定資産の部は、適当な項目に区分し、各項目は、適当な項目に細分して記載しなければならない。
3. 内容の異なる数種類の特定社債を発行する場合には、その種類ごとに表示しなければならない。
4. 資産除去債務については、1年以内に履行されると認められるものは、流動負債において資産除去債務により表示し、それ以外のものは、固定負債において資産除去債務により表示する。
5. 内容の異なる数種類の優先出資を発行する場合には、その種類ごとに表示しなければならない。
6. 支配社員の株式又は出資金は、支配社員株式又は支配社員出資金の項目をもって別に表示しなければならない。
7. 繰延税金資産及び繰延税金負債については、計算規則第36条の規定により表示すること。

## 2. 損益計算書（ひな型）

### 損 益 計 算 書

（平成 年 月 日から平成 年 月 日まで）

（単位： 円）

科 目	金 額	
<b>営業収益</b>		
金融収益	×××	
売上高		
不動産売上高	×××	
不動産賃貸収入	<u>×××</u>	×××
その他営業収益	<u>×××</u>	×××
<b>営業費用</b>		
金融費用	×××	
売上原価		
不動産売上原価	×××	
不動産賃貸原価	<u>×××</u>	×××
販売費及び一般管理費	<u>×××</u>	<u>×××</u>
<b>営業利益（又は営業損失）</b>		×××
<b>営業外収益</b>		
受取利息	×××	

受取配当金	×××	
.....	<u>×××</u>	×××
<b>営業外費用</b>		
支払利息	×××	
.....	<u>×××</u>	<u>×××</u>
<b>経常利益（又は経常損失）</b>		×××
<b>特別利益</b>		
.....	×××	
.....	<u>×××</u>	×××
<b>特別損失</b>		
減損損失	<u>×××</u>	<u>×××</u>
<b>税引前当期純利益</b>		×××
<b>（又は税引前当期純損失）</b>		
法人税、住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	<u>×××</u>	<u>×××</u>
<b>当期純利益（又は当期純損失）</b>		×××
前期繰越利益（又は前期繰越損失）		
遡及処理前前期繰越利益（又は遡及処理前前期繰越損失）	×××	
遡及処理の累積的影響額	<u>×××</u>	×××
.....積立金取崩額		×××
中間配当額		
優先出資中間配当額	×××	
特定出資中間配当額	<u>×××</u>	<u>×××</u>
<b>当期末処分利益（又は当期末処理損失）</b>		<u>×××</u>

(記載上の注意)

1. 表示金額は、円単位、千円単位又は百万円単位とする。なお、記載金額を円単位以外により表示した場合には、その端数処理について注記することが望ましい。
2. 損益計算書の各項目は、当該項目に係る収益若しくは費用又は利益若しくは損失の性質を示す適当な名称を付さなければならない。
3. 営業収益、営業費用には、特定資産の流動化に係る業務及びその付帯業務（以下「資産流動化業務」という。）に係る収益又は費用並びに特定目的会社の管理運営にかかる費用を、売上高、金融収益、売上原価、金融費用、販売費及び一般管理費等、その性質を示す適当な名称を付した科目に区分して表示する。

なお、金融費用には、資産対応証券及び特定借入れに係る利息を含めて計上す

ることに留意する。

4. 営業外収益、営業外費用には、経常損益の部に計上する収益又は費用のうち、資産流動化業務等以外に係る収益又は費用を、その性質を示す適当な名称を付した科目に区分して表示する。

損益計算書には、包括利益に関する事項を表示することができる。

5. 遡及処理とは、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により、過去の財務諸表を遡及的に処理することをいう（企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第27項参照）。
6. 遡及適用及び修正再表示を行った場合における前期繰越利益又は前期繰越損失の額に関しては、前事業年度以前の事業年度に係る遡及処理による累積的影響額を当事業年度の前期繰越利益又は前期繰越損失の額に反映し、遡及処理を行う前の前期繰越利益又は前期繰越損失の額及びこれに対する累積的影響額を区分表示する。なお、特定目的会社の計算書類は単年度表記のため、通常、財務諸表の組替えはない。



3. 社員資本等変動計算書（ひな型）

社員資本等変動計算書

（平成 年 月 日から平成 年 月 日まで）

（単位： 円）

	社員資本								評価・換算差額等			新優先 出資 引受権	純資産 合計
	特定 資本金	優先 資本金	剰余金			自己特定 出資	自己優先 出資	社員資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算 差額等 合計		
			任意 積立金	当期末処分利 益（又は当期 未処理損失）	剰余金 合計								
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
遡及処理の累積的影響額				××	××								××
遡及処理後当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額													
特定出資の発行	×××							×××					×××
優先出資の発行		×××						×××					×××
利益の配当				△×××	△×××			△×××					△×××
当期純利益				×××	×××			×××					×××
自己優先出資の取得							△×××	△×××					△×××
自己優先出資の消却							×××	×××					×××
×××××													
社員資本以外の項目 の当期変動額（純額）									×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	—	×××	×××	—	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

(記載上の注意)

1. 表示金額は、円単位、千円単位又は百万円単位とする。なお、記載金額を円単位以外により表示した場合には、その端数処理について注記することが望ましい。
2. 剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額及び当期残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、その他剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を記載する。
3. 評価・換算差額等及び新優先出資引受権については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の合計額を記載すれば足りるが、主要な当期変動額の変動事由ごとに記載又は注記により開示することができる。
4. 各合計欄の記載は省略することができる。
5. 社員資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。
6. 任意積立金は、適当な名称を付した項目に細分することができる。
7. 遡及処理を行った場合における当期首残高に関しては、前事業年度以前の事業年度に係る遡及処理による累積的影響額を当事業年度の当期首残高に反映し、遡及処理を行う前の当期首残高及びこれに対する累積的影響額を区分表示する。

#### 4. 注記表（ひな型）

(\*) 必ず「注記表」という1つの書面として作成しなければならないということではなく、貸借対照表などの注記事項として記載することも認められている（計算規則第20条第3項）。

#### 【継続企業の前提に関する注記】

.....

(記載上の注意)

1. 特定目的会社の事業年度の末日において、特定目的会社が資産流動化計画の計画期間にわたって事業活動を継続するとの前提（第24項～第26項参照）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該特定目的会社の事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）には、次に掲げる事項を継続企業の前提に関する注記として記載する。
  - ・ 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

- ・ 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
  - ・ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
  - ・ 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映しているか否かの別
2. 当初から予定されていた期間の終了直前期については、継続企業の前提の開示は必要ないが、資産又は負債の評価が事業清算時の価額と大きく相違することが合理的に予想される場合は、その旨財務諸表に注記することが望ましい。

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 特定資産の評価基準及び評価方法
  - ア. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - .....
- ② その他の資産の評価基準及び評価方法
  - .....
  - ア. 固定資産の減価償却の方法
  - .....
  - イ. 繰延資産の処理方法
    - 創立費・・・
    - 優先出資発行費・・・
    - 特定社債発行費・・・

#### (2) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金・・・

#### (3) 収益及び費用の計上基準

.....

#### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税及び地方消費税の会計処理
- ② .....

### 【会計方針の変更に関する注記】

.....

#### (記載上の注意)

1. 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合には、次の事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会計監査人設置会社でない特定目的会社にあつては、以下④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該会計方針の変更の内容
  - ② 当該会計方針の変更の理由
  - ③ 遡及適用をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
  - ④ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く）
    - イ 計算書類の主な項目に対する影響額
    - ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部または一部について遡及適用をしなかった理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
    - ハ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であって、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項
2. 会計方針の変更については、重要な会計方針の記載の箇所にあわせて記載することができる。
3. 会計基準及び法令の改正等に伴い、重要な会計方針を採用または変更した場合において、当該会計方針を適用すべき会計事象または取引が存在しないときは、会計方針の変更の記載は要しない。

#### 【表示方法の変更に関する注記】

.....

（記載上の注意）

一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合には、次の事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。

- ① 当該表示方法の変更の内容
- ② 当該表示方法の変更の理由

#### 【会計上の見積りの変更に関する注記】

.....

（記載上の注意）

会計上の見積りを変更した場合には、次の事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。

- ① 当該会計上の見積りの変更の内容
- ② 当該会計上の見積りの変更の計算書類の項目に対する影響額

- ③ 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項
- 

**【誤謬の訂正に関する注記】**

.....

(記載上の注意)

誤謬の訂正をした場合には、次の事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。

- ① 当該誤謬の内容
  - ② 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- 

**【貸借対照表に関する注記】**

(特定資産の部に係るもの)

1. 担保提供資産及び担保に係る債務

.....

- |                     |      |
|---------------------|------|
| 2. ××引当金控除額         | ×××円 |
| 3. 減価償却累計額          | ×××円 |
| 4. 受取手形割引高          | ×××円 |
| 5. 保証債務等            | ×××円 |
| 6. 特定資産の価格につき調査した結果 |      |

.....

(その他の資産の部に係るもの)

7. 担保提供資産及び担保に係る債務

.....

- |             |      |
|-------------|------|
| 8. ××引当金控除額 | ×××円 |
| 9. 減価償却累計額  | ×××円 |
| 10. 受取手形割引高 | ×××円 |
| 11. 保証債務等   | ×××円 |

12. 支配社員に対する金銭債権

.....

13. 支配社員に対する金銭債務

.....

14. 取締役及び監査役に対する金銭債権

.....

## 15. 取締役及び監査役に対する金銭債務

.....

(記載上の注意)

1. 資産が担保に供されている場合には、次に掲げる事項を記載する。
  - ① 資産が担保に供されていること
  - ② ①の資産の内容及びその金額
  - ③ 担保に係る債務の金額なお、特定社債を発行している場合には、法第128条（一般担保）の内容について記載することが考えられる。
2. 資産に係る引当金を直接控除した場合には、各資産の資産項目別の引当金の金額を記載する。また、その他の資産の部に属する各資産に係るものについて、一括して注記することが適当な場合には、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産ごと一括した引当金の金額を記載することができる。
3. 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合には、各資産の資産項目別の減価償却累計額を記載する。また、その他の資産の部に属する各資産に係るものについて、一括して注記することが適当な場合には、各資産について一括した減価償却累計額を記載することができる。
4. 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもって表示した場合には、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨を記載する。
5. 重要な係争事件に係る損害賠償義務、手形遡求債務その他これらに準ずる債務があるときは、当該債務の内容及び金額を記載する。ただし、負債の部に計上したものを除く。
6. 法第40条第1項第8号又は第122条第1項第18号に規定する取得時の特定資産の価格につき調査した結果について記載する。
7. 支配社員に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該支配社員に対する金銭債権又は金銭債務の当該支配社員に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は二以上の項目について一括した金額を記載する。
8. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権があるときは、その総額を記載する。
9. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務があるときは、その総額を記載する。

10. 当該特定目的会社の支配社員株式について各表示区分別の金額を記載する。
11. 1 から10に掲げる事項については、特定資産の部に表示されたものとその他の資産の部に表示されたものとを区分して表示しなければならない。
12. 貸借対照表の特定の項目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載しなければならない。
13. 信用補完等の一環としてコミットメントライン契約等を締結している場合には、その内容について記載することが考えられる。
14. 上記に掲げるものの他、特定目的会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項については、当該事項を注記しなければならない。

#### 【損益計算書に関する注記】

##### 支配社員との取引

事業取引による取引高	×××円
事業取引以外の取引による取引高	×××円
(記載上の注意)	

1. 支配社員との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額を記載する。
2. 損益計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載しなければならない。
3. 上記に掲げるものの他、特定目的会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項については、当該事項を注記しなければならない。

#### 【社員資本等変動計算書に関する注記】

1. 当該事業年度の末日における発行済優先出資の総口数 ×××口
2. 当該事業年度の末日における自己特定出資及び自己優先出資の総口数
 

自己特定出資	×××口
自己優先出資	×××口
3. 当該事業年度中に行った金銭の分配の総額 ×××円
4. 当該事業年度の末日において発行している新優先出資引受権の目的となる当該特定目的会社の新優先出資の数

×××口

(記載上の注意)

1. 1 及び 2 の記載に際しては、異なる種類の優先出資を発行する特定目的会社については、種類ごとの発行済優先出資あるいは自己優先出資の総口数を記載する。

2. 4の記載に際しては、異なる種類の優先出資を発行する特定目的会社については、種類及び種類ごとの数を記載する。
3. 社員資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載しなければならない。
4. 上記に掲げるものの他、特定目的会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項については、当該事項を注記しなければならない。

**【税効果会計に関する注記】**

(単位： 円)

繰延税金資産	
〇〇〇	××
〇〇〇	××
評価性引当額	△ ××
繰延税金資産合計	××
繰延税金負債	
〇〇〇	××
〇〇〇	××
繰延税金負債合計	××
繰延税金資産の純額（又は繰延税金負債の純額）	××

(記載上の注意)

1. 税効果会計に関する注記は、次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生的主要原因とする。
  - ① 繰延税金資産
  - ② 繰延税金負債
2. 繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合には、当該金額を含めて記載する。

**【リースにより使用する固定資産に関する注記】**

(定量的情報につき記載した場合の例)

(単位： 円)

	取得原価相当額	減価償却累計額 相当額	未経過リース料 相当額
特定資産			
その他の資産			



--	--	--	--

(注) 特定資産に含まれるリース物件は減損の対象となっている。

(記載上の注意)

1. リースにより使用する固定資産に関する注記は、ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である特定目的会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。）に関する事項とする。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。
  - ① 当該事業年度の末日における取得原価相当額
  - ② 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額
  - ③ 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額
  - ④ 上記①から③に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項
2. 記載するに当たっては、特定資産の部に表示されたものとその他の資産の部に表示されたものとを区分して表示しなければならない。

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

### 2. 金融商品の時価に関する事項

(単位： 円)

	貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 現金	×××	×××	-
(2) 信託金	×××	×××	-
(3) 受取手形及び売掛金	×××	×××	××

(4) 特定借入れ	(×××)	(×××)	-
(5) 特定社債	(×××)	(×××)	-
.....	(×××)	(×××)	××

(※) 負債に計上されているものは( )で示しております。

(記載上の注意)

1. 原則として金融商品に関する貸借対照表の科目ごとに、時価の算定方法を注記する。
2. 時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を注記していない金融商品については、当該金融商品の概要、貸借対照表計上額及びその理由を注記する。

### 【賃貸等不動産に関する注記】

#### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

#### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：円)

貸借対照表計上額	時価
×××	×××

(記載上の注意)

次の事項を注記する。また、管理状況に応じて、注記事項を用途別、地域別等に区分して開示することができる。

1. 賃貸等不動産の概要
2. 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動
3. 賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法
4. 賃貸等不動産に関する損益

### 【関係当事者との取引に関する注記】

#### 1. 支配社員

会社等の名称	議決権等の 所有（被 所有）割合	関係内容		取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
		役員の 兼任等	事業上 の関係				
〇〇株式会社	%	名			円		円

(1) 取引条件及び取引条件の決定方針

---

---

(2) 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

---

---

2. 役員

氏名	議決権等の 所有割合	関係内容	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
	%			円		円

(1) 取引条件及び取引条件の決定方針

---

---

(2) 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

---

---

(記載上の注意)

1. 関係当事者との取引に関する注記は、特定目的会社と関係当事者との間  
に取引がある場合における次に掲げる事項であって、重要なものとする。  
ただし、会計監査人設置会社でない特定目的会社にあつては、以下(3)①か  
ら③及び⑤に掲げる事項を省略することができる。

(1) 当該関係当事者が会社等であるときは、次に掲げる事項

- ① その名称
- ② 当該関係当事者の総株主の議決権の総数に占める特定目的会社が有する議決権の数の割合
- ③ 当該特定目的会社の総社員の議決権の総数に占める当該関係当事者が有する議決権の数の割合

(2) 当該関係当事者が個人であるときは、次に掲げる事項

- ① その氏名
- ② 当該特定目的会社の総社員の議決権の総数に占める当該関係当事者が有する議決権の数の割合

- (3) 当該特定目的会社と当該関係当事者との関係
  - ① 取引の内容
  - ② 取引の種類別の取引金額
  - ③ 取引条件及び取引条件の決定方針
  - ④ 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高
  - ⑤ 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
2. 関係当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前項に規定する注記を要しない。
  - (1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同じであることが明白な取引
  - (2) 取締役、会計参与、監査役（以下「役員」という。）に対する報酬等の給付
  - (3) 特定資産の管理及び処分に係る業務を受託するものに対する報酬等の給付
  - (4) 上記(1)から(3)に掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同じのものを決定していることが明白な場合における当該取引
3. 関係当事者との取引に関する注記は、上記1に掲げる区分に従い、関係当事者ごとに表示しなければならない。
4. 「関係当事者」とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 当該特定目的会社の支配社員
  - (2) 当該特定目的会社の支配社員の子会社（当該支配社員が会社でない場合にあつては、当該支配社員の子会社に相当するものを含む。）
  - (3) 当該特定目的会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社（当該その他の関係会社が株式会社でない場合にあつては、親会社に相当するものを含む。）及び子会社（当該その他の関係会社が会社でない場合にあつては、子会社に相当するものを含む。）
  - (4) 当該特定目的会社の主要社員（自己又は他人の名義をもって当該特定目的会社の総特定社員又は総社員の議決権の総口数の100分の10以上の議決権（次に掲げる特定出資又は優先出資に係る議決権を除く。）を保有している特定社員又は優先出資社員をいう。）及びその近親者
    - ① 信託業を営む者が信託財産として所有する特定出資又は優先出資
    - ② 金融商品取引業を営む者が引受け又は売出しを行う業務により取得した優先出資

- ③ 金融商品取引法第156条の24第1項に規定する業務を営む者がその業務として所有する優先出資
- (5) 当該特定目的会社の役員及びその近親者
- (6) 上記(4)、(5)に掲げる者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合における当該会社等及び当該会社等の子会社（当該会社等が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの）
- (7) 当該特定目的会社の特定資産の管理及び処分に係る業務を行う者及び当該者の関連当事者又はこれに準ずる者

**【一口当たり情報に関する注記】**

特定出資	
一口当たり純資産額	××円××銭
一口当たり当期純利益金額	××円××銭
優先出資	
一口当たり純資産額	××円××銭
一口当たり当期純利益金額	××円××銭

(記載上の注意)

1. 一口当たり情報に関する注記は、次に掲げる額とする。
  - (1) 一口当たりの純資産額
  - (2) 一口当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額
  - (3) 特定目的会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において特定出資の併合又は優先出資の併合をした場合において、当該事業年度の期首に特定出資の併合又は優先出資の併合をしたと仮定して(1)及び(2)の額を算定したときは、その旨
2. 1の一口当たり情報に関する注記は、特定出資及び優先出資（異なる種類の優先出資を発行する特定目的会社にあつては、種類ごとの優先出資）ごとに表示しなければならない。

**【重要な後発事象に関する注記】**

重要な後発事象

---

(記載上の注意)

重要な後発事象に関する注記は、当該特定目的会社の事業年度の末日後、当該特定目的会社の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象とする。

## 【その他の注記】

---

---

(記載上の注意)

その他の注記は、上記に掲げるものの他、貸借対照表、損益計算書及び社員資本等変動計算書により特定目的会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

## 計算書類に係る附属明細書（ひな型）

（記載上の注意）

1. 該当項目のないものは作成を要しない（「該当事項なし」と特に記載する必要はない。）。
2. 計算規則に規定されている附属明細書の記載項目は最小限度のものであるので、特定目的会社が、その他の情報について社員等にとり有用な情報であると判断した場合には、項目を適宜追加して記載することが望ましい。
3. 金額の記載単位については、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び注記表の金額の記載単位に合わせて記載するものとする（単位未満の端数処理を含む。）。

### 1. 特定社債、特定約束手形、特定借入れ、特定借入れ以外の長期借入金及び短期借入金の増減

#### (1) 特定社債の増減

（単位： 円）

銘 柄	発行総額	期首残高	当 期 増加額	当 期 減少額	期末残高 (うち1年以内償還予定額)
					( )
					( )
計					( )

（記載上の注意）

1. 内容の異なる数種類の特定社債を発行する場合には、その種類ごとに記載する。
2. 発行年月日、発行価格、利率、償還の方法、償還期限、信用補完又は流動性補完の概要等を脚注する。
3. 外国において発行したものについては、その旨と銘柄別の外貨建による金額を脚注する。
4. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額を脚注する。

(2) 特定約束手形の増減

(単位： 円)

種 類	期首残高	期末残高	当期増減額
計			

(記載上の注意)

信用補完又は流動性補完の方法や格付が異なる場合等、内容の異なる（発行時期が異なることによる発行価格の差異を除く。）特定約束手形がある場合には、その種類別に記載する。

(3) 借入金の増減

① 特定借入れの増減

(単位： 円)

借 入 先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高 (うち1年以内返済予定額)
				( )
				( )
計				( )

② 特定借入れ以外の借入金の増減

長期借入金の増減

(単位： 円)

借 入 先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高 (うち1年以内返済予定額)
				( )
				( )
計				( )



## 短期借入金の増減

(単位： 円)

借入先	期首残高	期末残高	当期増減額
1年以内返済予定 長期借入金			
計			

(記載上の注意)

1. 借入れ理由、借入れ資金の用途、借入れに対する担保設定、利率、返済期限等を脚注する。
2. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額を脚注する。
3. 特殊な理由による重要な増減がある場合は、その旨、理由及び当該増減額を脚注する。

## 2. その他の資産の部における固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

### (1) 帳簿価額による記載

(単位： 円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有 固定 資産								
	計							
無 固定 資産								
	計							

(2) 取得原価による記載

(単位： 円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額 又は 償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額
有 固定資産 形								
	計							
無 固定資産 形								
	計							

(記載上の注意)

- (1)又は(2)のいずれかの様式により作成する。
- (1)にあつては、「期首帳簿価額」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末帳簿価額」の各欄は帳簿価額によって記載し、期末帳簿価額と減価償却累計額の合計額を「期末取得原価」の欄に記載する。
- (2)にあつては、「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」の各欄は取得原価によって記載し、期末残高から期末減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を「差引期末帳簿価額」の欄に記載する。
- 有形固定資産若しくは無形固定資産の期末帳簿価額に重要性がない場合、又は有形固定資産若しくは無形固定資産の当期増加額及び当期減少額に重要性がない場合には、(1)における「期首帳簿価額」又は(2)における「期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の各欄の記載を省略した様式により作成することができる。この場合には、その旨を脚注する。
- 「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成14年8月9日 企業会計審議会)に基づき減損損失を認識した場合には、次のように記載する。

貸借対照表上、直接控除形式(減損処理前の取得原価から減損損失を直接控除し、控除後の金額をその後の取得原価とする形式)により表示しているときは、当期の減損損失を「当期減少額」の欄に内書(括弧書)として記載する。

貸借対照表上、独立間接控除形式(減価償却を行う有形固定資産に対する減損損失累計額を取得原価から間接控除する形式)により表示

しているときは、当期の減損損失は「当期償却額」の欄に内書（括弧書）として記載し、減損損失累計額については(1)における「期末帳簿価額」又は(2)における「期末残高」の欄の次に、「減損損失累計額」の欄を設けて記載する。

貸借対照表上、合算間接控除形式（減価償却を行う有形固定資産に対する減損損失累計額を取得原価から間接控除し、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して表示する形式）を採用しているときは、当期の減損損失は「当期償却額」の欄に内書（括弧書）として記載し、減損損失累計額については(1)における「減価償却累計額」又は(2)における「期末減価償却累計額又は償却累計額」の欄に減損損失累計額を含めて記載する。この場合には、いずれの場合も減損損失累計額が含まれている旨を脚注する。

6. 災害による廃棄、滅失等の特殊な理由による重要な増減があった場合には、その理由並びに設備等の具体的な内容及び金額を脚注する。
7. 上記6以外の重要な増減については、その設備等の具体的な内容及び金額を脚注する。
8. 投資その他の資産に減価償却資産が含まれている場合には、当該資産についても記載することが望ましい。この場合には、表題を「その他の資産の部における固定資産（投資その他の資産については、長期前払費用その他償却費の生ずるものを含む。）の取得及び処分並びに減価償却費の明細」等に適宜変更する。

### 3. 特定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

#### (1) 帳簿価額による記載

(単位：円)

特定資産 の 種 類	期 首 帳簿価額	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	期 末 帳簿価額	減価償却 累計額	期 末 取得原価
計							

(2) 取得原価による記載

(単位： 円)

特定資産 の 種 類	期首 残高	当 期 増加額	当 期 減少額	期末 残高	期末減価償却 累計額 又は 償却累計額	当 期 償却額	差引期末 帳簿価額
計							

(記載上の注意)

- (1)又は(2)のいずれかの様式により作成する。  
なお、減価償却対象資産がない場合、(1)にあつては、「当期償却額」、「減価償却累計額」の各欄を省略した様式により記載する。(2)にあつては、「期末減価償却累計額又は償却累計額」、「当期償却額」の各欄を省略した様式により記載する。
- (1)にあつては、「期首帳簿価額」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末帳簿価額」の各欄は帳簿価額によって記載し、期末帳簿価額と減価償却累計額の合計額を「期末取得原価」の欄に記載する。
- (2)にあつては、「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」の各欄は取得原価によって記載し、期末残高から期末減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を「差引期末帳簿価額」の欄に記載する。
- 特定資産の期末帳簿価額に重要性がない場合、又は特定資産の当期増加額及び当期減少額に重要性がない場合には、(1)における「期首帳簿価額」又は(2)における「期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の各欄の記載を省略した様式により作成することができる。この場合には、その旨を脚注する。
- 「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成14年8月9日 企業会計審議会)に基づき減損損失を認識した場合には、次のように記載する。  
貸借対照表上、直接控除形式(減損処理前の取得原価から減損損失を直接控除し、控除後の金額をその後の取得原価とする形式)により表示しているときは、当期の減損損失を「当期減少額」の欄に内書(括弧書)として記載する。  
貸借対照表上、独立間接控除形式(減価償却を行う有形固定資産に

対する減損損失累計額を取得原価から間接控除する形式)により表示しているときは、当期の減損損失は「当期償却額」の欄に内書(括弧書)として記載し、減損損失累計額については(1)における「期末帳簿価額」又は(2)における「期末残高」の欄の次に、「減損損失累計額」の欄を設けて記載する。

貸借対照表上、合算間接控除形式(減価償却を行う有形固定資産に対する減損損失累計額を取得原価から間接控除し、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して表示する形式)を採用しているときは、当期の減損損失は「当期償却額」の欄に内書(括弧書)として記載し、減損損失累計額については(1)における「減価償却累計額」又は(2)における「期末減価償却累計額又は償却累計額」の欄に減損損失累計額を含めて記載する。この場合には、いずれの場合も減損損失累計額が含まれている旨を脚注する。

6. 企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」(平成18年7月5日 企業会計基準委員会)に基づき、収益性の低下に基づく簿価切下げにより費用計上がなされた場合には、当期の収益性の低下による簿価切下額(前期に計上した簿価切下額を戻し入れる場合には、当該戻入額相殺後の額)を「当期減少額」又は「当期増加額」の欄に記載し、その内容を脚注することが望ましい。
7. 災害による廃棄、滅失等の特殊な理由による重要な増減があった場合には、その理由並びに当該特定資産の種類等の具体的な内容及び金額を脚注する。
8. 上記7以外の重要な増減については、その特定資産の種類等の具体的な内容及び金額を脚注する。
9. 貸借対照表上、特定資産が信託受益権であり、信託勘定における資産と負債を純額で表示している場合(受入保証金、特定借入れ、前受金等を相殺している場合)は、その内容及び金額を脚注することが望ましい。

#### 4. 引当金の明細並びにその計上の理由及び額の算定の方法

(単位： 円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	

(記載上の注意)

1. 期首又は期末のいずれかに残高がある場合にのみ作成する。
2. 当期増加額と当期減少額は相殺せずに、それぞれの総額で記載する。
3. 「当期減少額」の欄のうち、「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、その理由を脚注する。
4. 注記表に表示したものは記載することを要しない。

## 5. 営業収益及び営業費用の明細

(単位：円)

区 分	科 目	内 訳	金 額	摘 要
営業収益				
	計			
営業費用				
	計			

(記載上の注意)

1. 「科目」欄には損益計算書の科目を記載し、必要に応じて、例えば、販売費及び一般管理費について適切な内訳科目に区分して金額を記載する。
2. 営業費用のうち、法第200条第1項又は第3項の規定による信託報酬又は特定資産の管理及び処分に係る業務の委託費用は、支払先又は業務の種類ごとに内訳を明らかにする。

## 6. その他の重要な事項

---

---

(記載上の注意)

附属明細書に、上記のほか、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び注記表の内容を補足する重要な事項を記載する場合の記載様式は、上述したひな型との整合性を考慮に入れて適宜、工夫する。

## 事業報告（ひな形）

### 1. 当社の現況に関する事項

#### (1) 定款及び資産流動化計画の概要その他資産の流動化の基本的仕組み

---

---

（記載上の注意）

法第4条第1項の規定による届出に添付されている定款及び資産流動化計画の概要や資産の流動化の基本的仕組みを、例えば、図表等を用いて明瞭に記載し、必要に応じて次の基本的事項（法第5条第1項）を含めて分かりやすく記載する。ただし、1(2)以下における記載と重複する事項については、この限りでない。

なお、当事業年度において定款又は資産流動化計画が変更された場合には、当該変更の内容も併せて記載する。

1. 資産流動化計画の計画期間及び当該計画期間に関する事項
2. 資産対応証券及び特定借入れに関する事項
3. 特定資産の内容、取得の時期及び譲渡人その他の特定資産に関する事項
4. 特定資産の管理及び処分の方法、管理及び処分に係る業務を行わせるために設定する信託の受託者その他の特定資産の管理及び処分に関する事項
5. 資金の借入れ（特定借入れを除く。）に関する事項
6. その他「資産の流動化に関する法律施行規則」で定めるもの

#### (2) 当該事業年度の末日における主要な営業所及び使用人の状況

##### ① 主要な営業所

---

---

（記載上の注意）

営業所の名称及びその所在地を記載する。

##### ② 使用人の状況

使用人数                    ×××名（前期末比××名増減）

（記載上の注意）

当期末における使用人数及び前期末比増減を記載する。

(3) 当該事業年度の末日における主要な借入先及び借入額

借入先	当期末 借入金残高	借入の理由
	円	

(記載上の注意)

法第210条（特定借入れ）及び211条（特定借入れ以外の借入れ）に規定する借入れがある場合には、区分した上でその使途ごとに記載する。

(4) 当該事業年度における事業の経過及びその成果

① 事業の経過及び成果

---

(記載上の注意)

1. 事業の経過として、特定目的会社における当事業年度の事業の状況等について記載する。また、当事業年度中における経営上の重要な契約の締結又は解消のほか、当事業年度中に生じた経営上の重要な事項（訴訟事件等）についても記載する。
2. 事業の成果として、営業収益、経常損益、当期純損益等の主要な項目の実績を、前期実績と比較して記載する。

② 特定資産の管理及び処分の概況

---

(記載上の注意)

1. 上記(1)（記載上の注意）の「4. 特定資産の管理及び処分の方法、管理及び処分に係る業務を行わせるために設定する信託の受託者その他の特定資産の管理及び処分に関する事項」における管理委託業務及び特定資産の処分の状況を記載する。なお、複数の特定資産を保有している場合には、特定資産の種類ごとに、特定資産の処分については貸付け、譲渡、交換又は担保提供の別ごとに記載する。
2. 当事業年度において重要な特定資産の取得があった場合には、特定資産の種類ごとにその内容及び金額を記載する。また、特定資産の重要な追加、拡充、改修については、その内容及び金額を記載することが望ましい。



(5) 当該事業年度における資金調達及び設備投資の状況

① 資金調達の状況

---

(記載上の注意)

上記(1)(記載上の注意)の「2. 資産対応証券及び特定借入れに関する事項」における優先出資、特定社債及び特定約束手形の発行の状況を記載する。なお、法第210条(特定借入れ)及び211条(特定借入れ以外の借入れ)に規定する借入れがある場合には、区分した上でその用途ごとに当事業年度における状況を記載する。また、コミットメントライン契約が資金調達において重要性を有する場合には、その概要等についても記載する。

② 設備投資の状況

---

(記載上の注意)

当事業年度中に実施した特定資産以外の重要な設備投資について、その総額を記載する。

(6) 特定譲渡人との関係

---

(記載上の注意)

1. 特定譲渡人には資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人だけでなく、当該譲渡人が法人である場合には、その役員及び使用人を含む(法第208条第1項)。
2. 法第200条第3項に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する事項、法第208条第1項に規定する特定目的会社の発行する資産対応証券(特定短期社債及び特定約束手形を除く。)の募集等に関する事務の委託に関する事項その他特定目的会社との間の取引による債権債務関係に関する事項を含む。

(7) 支配社員との関係その他の重要な企業結合の状況

① 支配社員との関係

支配社員名	主要な事業内容	資本金	議決権比率	事業上の関係

(記載上の注意)

支配社員とは、計算規則第2条第2項第1号に掲げるものであり、支配社員の  
名前、主要な事業内容、資本金、特定目的会社に対する議決権比率及び支配社員  
との事業上の関係をその経過も含めて記載する。

② その他の重要な企業結合の状況

(記載上の注意)

その他の重要な企業結合がある場合には、上記①に準じて特に重要な事業上の  
関係等を記載する。

(8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

業績の推移

(単位： 円)

区 分	第〇期 平成×年×月×日から 平成×年×月×日まで	第〇期 平成×年×月×日から 平成×年×月×日まで	第〇期 平成×年×月×日から 平成×年×月×日まで	第〇期 平成×年×月×日から 平成×年×月×日まで (当事業年度)
営業損益				
経常損益				
当期純損益				
総資産				
特定資産				
特定約束手形				
特定短期社債				
特定社債				
特定借入れ				
特定資本金				
優先資本金				

(記載上の注意)

1. 当事業年度を含めて4事業年度の上記項目の推移を記載する。ただし、当

事業年度の末日において3事業年度が終了していない特定目的会社については、成立後の各事業年度の推移を記載する。

2. 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を脚注する。
3. 当事業年度における過年度事項（当事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）が会計方針の変更その他の正当な理由により当事業年度より前の事業年度に係る定時社員総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

#### (9) 当該事業年度の末日後に生じた当社の状況に関する重要な事実

---

（記載上の注意）

当事業年度の末日後、計算書類及びその附属明細書に係る監査役又は会計監査人の監査報告書日までの間に生じた特定目的会社の状況に関する事実のうち、特定目的会社の当事業年度の財産及び損益の状態には影響を及ぼさないが、翌期以降の財産及び損益の状態に重要な影響を及ぼす事実、すなわち、開示後発事象（監査・保証実務委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」（平成21年7月8日）3(2)を参照)を記載する。

#### (10) 対処すべき課題

---

（記載上の注意）

特定目的会社の事業進展のために克服すべき当面の主要課題を、事業の経過及び成果の記載との関連において記載する。

#### (11) その他当社の現況に関する重要な事項

---

（記載上の注意）

特定目的会社のその他の現況について、特に記載すべきものがあれば、必要に応じて記載する。

## 2. 当社の役員に関する事項

### (1) 当社の役員の氏名、地位及び担当

役職	氏名又は名称	当社における地位及び担当
取締役		
会計参与		
監査役		

(記載上の注意)

- 直前の定時社員総会の終結の日の翌日以降に在任していた者であって、当事業年度の末日までに退任した者も含む（以下(2)以降においても同じ）。
- 特定目的会社の役員が他の法人の団体の代表者その他これに類する者であるときは、その重要な事実を記載する。
- 当事業年度中に辞任した又は解任された（社員総会の決議によって解任されたものを除く。）役員があるときは以下の事項を記載する。
  - 役員の氏名（会計参与の場合は、氏名又は名称）
  - 法第77条第3項において準用する会社法第345条第1項（会社法第345条第4項を準用する場合を含む。）の意見があったときは、その意見の内容
  - 法第77条第3項において準用する会社法第345条第2項（会社法第345条第4項を準用する場合を含む。）の理由があるときは、その理由
- 当事業年度に係る重要な兼職の状況について記載する。ただし、会計参与及び上記2での記載事項は除く。
- 監査役が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実を記載する。

### (2) 当該事業年度に係る取締役、会計参与又は監査役ごとの報酬等の総額

(単位： 円)

区分	支給額
取締役	
会計参与	
監査役	
計	

(記載上の注意)

- 報酬等とは報酬、賞与その他の職務執行の対価として特定目的会社から受ける財産上の利益をいう（計算規則第58条第2項第2号）。

2. 役員の全部又は一部につき当該役員ごとの報酬等の額を記載する場合には、当該役員ごとの報酬等の額及びその他の役員の報酬等の総額を記載する。
3. 当事業年度に係る各役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針内容の概要について記載する。

### (3) その他当社の役員に関する重要な事項

---

(記載上の注意)

上記(1)から(2)以外の事項で、特定目的会社の役員（当事業年度の末日後に就任したものを含む。）に関する重要な事項がある場合には記載する。

### 3. 当社の特定出資及び優先出資に関する事項

- (1) 当該事業年度の末日において特定出資又は優先出資の総数に対するその有する特定出資又は優先出資の数の割合が高いことにおいて上位である10名の特定社員又は優先出資社員の氏名又は名称、当該社員の有する特定出資又は優先出資の口数（異なる種類の優先出資を発行する特定目的会社にあつては、優先出資の種類及び種類ごとの口数を含む。）及び当該特定社員又は優先出資社員の有する特定出資又は優先出資に関する当該割合

特定社員の氏名又は名称	出資口数	出資割合
	口	%
優先出資社員の氏名又は名称	出資口数	出資割合
	口	%

(記載上の注意)

異なる種類の優先出資を発行する特定目的会社については、優先出資の種類及び種類ごとの口数及び割合を記載する。

### (2) 法第33条の規定による特定出資信託の設定の状況

---

(記載上の注意)

法第33条の規定に基づき特定出資を信託会社等に信託している場合には、信託設定の状況（信託の目的、信託内容、信託先、信託機関等）を記載する。

(3) 定款の定めによる優先出資社員の議決権の状況

(記載上の注意)

法第27条第4項ただし書きの規定に基づき定款の定めによる優先出資社員の議決権行使を認めている場合には、議決権の状況を記載する。

(4) 法第47条第2項、第109条、第110条又は第159条の規定による優先出資の消却の状況

(記載上の注意)

優先出資の消却に関して規定ごとに当事業年度中における消却の状況を記載する。

(5) 法第34条第1項に規定する場合において取得した自己の特定出資又は法第46条第1項に掲げる場合において取得した自己の優先出資につき、当該事業年度中に取得したものの種類、口数及び取得価額の総額、当該事業年度中に処分又は失効の処分をしたものの種類、口数及び処分価額の総額並びに当該事業年度の末日において保有するものの種類及び口数

取得したものの種類	口数	取得価額の総額	取得の理由
特定出資	口	円	
優先出資			

処分又は失効処分をしたものの種類	口数	処分価額の総額
特定出資	口	円
優先出資		

当事業年度の末日において保有するものの種類	口数	保有の理由
特定出資	口	
優先出資		

(記載上の注意)

1. 法第34条第1項に規定する場合において取得した自己の特定出資については、「権利の実行に当たりその目的を達成するために必要な場合」の理由を記載することが望ましい。
2. 法第46条第1項に掲げる場合において取得した自己の優先出資については、「優先出資の消却のため」、「権利の実行に当たり、その目的を達成するため」等の該当する理由を記載することが望ましい。

**(6) 外国投資家の特定出資又は優先出資の発行価額に関する事項**

特定出資	外国投資家の取得価額の総額	円
	外国投資家以外の者の取得価額の総額	円
	合計	円
優先出資	外国投資家の取得価額の総額	円
	外国投資家以外の者の取得価額の総額	円
	合計	円

(記載上の注意)

1. 「外国投資家」とは所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者又は同項第7号に規定する外国法人をいう
2. 特定出資又は優先出資の発行ごと及び内容の異なる数種類の優先出資を発行する場合にはその種類ごとにしなければならない。

**(7) その他特定出資及び優先出資に関する重要な事項**

---

(記載上の注意)

上記(1)から(6)以外の事項で、特定出資及び優先出資に関する重要な事項がある場合には記載する。

#### 4. 当社の新優先出資引受権等に関する事項

- (1) 当該事業年度の末日において当社の役員（当該事業年度の末日において在任している者に限る。）が職務執行の対価として当社から交付されている当社の新優先出資引受権等の内容の概要及び新優先出資引受権等を有する者の人数

新優先出資引受権等の数	個
新優先出資引受権等の目的となる優先出資の種類	
新優先出資引受権等の目的となる優先出資の口数	口
新優先出資引受権等の発行価額	円
新優先出資引受権等の行使の条件	
新優先出資引受権等の消却の事由及び条件	
新優先出資引受権等を有する者の人数	人

(記載上の注意)

1. 取締役と取締役以外の役員に区分して記載する。
2. 新優先出資引受権等とは新優先出資引受権又は転換特定社債の転換を請求する権利をいう。
3. 当事業年度の末日において、特定目的会社の役員に対して職務執行の対価として発行されている新優先出資引受権等の数、目的となる優先出資の種類及び口数、発行価額、行使の条件、消却の事由及び条件並びに新優先出資引受権等を有する者の人数を記載する。また、新優先出資引受権等の行使時の払込金額、行使期間、譲渡に関する事項等を記載することが望ましい。

- (2) 当該事業年度中に当社の使用人に対して当社が交付した新優先出資引受権等の内容の概要及び交付した者の人数

発行決議の日	平成×年×月×日
新優先出資引受権等の数	個
新優先出資引受権等の目的となる優先出資の種類	
新優先出資引受権等の目的となる優先出資の口数	口
新優先出資引受権等の発行価額	円
新優先出資引受権等の行使の条件	
新優先出資引受権等の消却の事由及び条件	
交付した者の人数	人



(記載上の注意)

1. 使用人には役員を兼ねている者は除く。
2. 当事業年度中に、社員総会の決議により新優先出資引受権等を特定目的会社の使用人に対して発行した場合に、社員総会決議ごとに、新優先出資引受権等の数、目的となる優先出資の種類及び口数、発行価額、行使の条件、消却の事由及び条件並びに交付した者の人数を記載する。また、新優先出資引受権等の行使時の払込金額、行使期間、譲渡に関する事項等を記載することが望ましい。

### (3) その他新優先出資引受権等に関する重要な事項

---

---

(記載上の注意)

特定目的会社の新優先出資引受権等について、その他特に記載すべきものがあれば、必要に応じて記載する。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の氏名又は名称

【個人事務所又は共同事務所の場合】

当社の会計監査人の氏名

〇〇〇〇

【監査法人の場合】

当社の会計監査人の名称

〇〇監査法人

(記載上の注意)

1. 会計監査人が共同事務所に所属する公認会計士（会計監査人が公認会計士法に規定する外国公認会計士である場合にはこれを含む。）である場合は、会計監査人として選任しているすべての公認会計士を記載する。
2. 共同監査等により会計監査人を複数選任している場合には、すべての会計監査人を記載する。
3. 会計監査人設置会社の事業年度終了後に監査法人の名称が変更になった場合は、その旨を脚注する。

**(2) 当該事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額**

当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 ××円

公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 ××円

合 計 ××円

（記載上の注意）

1. 会計監査人設置会社がその会計監査人である公認会計士又は監査法人に支払うべき、公認会計士法第2条第1項の業務及び第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）に係る報酬等の合計額を記載する。なお、公認会計士法第2条第1項の業務及び第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）に区分して記載した上で合計額を記載することが望ましい。
2. 共同監査等により会計監査人を複数選任している場合には、監査契約に基づき、会計監査人ごとに記載する。
3. 会計監査人設置会社の当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務の対価として支払うべき報酬等の額については、支払の有無又は費用計上の有無にかかわらず、会計監査人設置会社が、会計監査人である公認会計士又は監査法人との監査契約に基づき、当該事業年度の監査に係る報酬等として支払うべき額を記載する。ただし、監査契約に基づき支払うべき報酬等の額が確定していない場合には、概算額によることができる。その場合、その旨を脚注することが望ましい。また、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価として支払うべき報酬等の額については、損益計算書において費用計上した額を記載する。
4. 資産の流動化に関する法律上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分していない場合で、かつ、実質的にも区分できない場合には、これらの合計額をそのまま記載する。この場合には、その旨を脚注することが望ましい。

**(3) 会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容**

当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である（以下、具体的に記載する。）……………を委託し対価を支払っています。

(記載上の注意)

会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っている場合に記載する。なお、対価の額の記載は要しない。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

---

(記載上の注意)

例えば、会計監査人がどの程度の処分を受けた場合に、その解任又は不再任の議案を提出するかについての方針を記載することが考えられる。

#### (5) 会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

---

(記載上の注意)

1. 金融庁が発表した業務の停止の処分の内容に基づき簡潔明瞭に記載する。
2. 「現に」とは、事業報告の作成時を指すことに留意する。作成時とは、事実として作成した時のことをいい、例えば、取締役が作成し、署名押印するのであればその日ということになる。監査期間中に事業報告を修正した場合でも、それが新たな事業報告の作成と考えられるような修正でない限り、原則として、当該作成時に影響を与えるものではない。

#### (6) 会計監査人が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該特定目的会社が事業報告の内容とすることが適切であるものと判断した事項

---

(記載上の注意)

1. 過去2年間において会計監査人が受けた業務の停止の処分について、会計監査人設置会社が事業報告の内容とすることが適切であると判断した事項について、金融庁が発表した業務の停止の処分の内容に基づき簡潔明瞭に記載する。
2. 「過去2年間」とは、事業報告の作成時からさかのぼる2年間を指すことに留意する。

(7) 辞任した会計監査人又は解任された会計監査人（社員総会の決議によって解任されたものを除く。）があるときは、次に掲げる事項（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）

- ① 当該会計監査人の氏名又は名称
- ② 法第75条第3項の理由があるときは、その理由
- ③ 法第77条第3項において準用する会社法第345条第5項において準用する同条第1項の意見があるときは、その意見の内容
- ④ 法第77条第3項において準用する会社法第345条第5項において準用する同条第2項の理由があるときは、その理由

**【個人事務所又は共同事務所の場合】**

当事業年度中に辞任した（解任された）会計監査人の氏名

○○○○

理由又は意見の内容

……………

**【監査法人の場合】**

当事業年度中に辞任した（解任された）会計監査人の名称

○○監査法人

理由又は意見の内容

……………

（記載上の注意）

1. ①から④までの事項については、辞任又は解任に該当する事項がある場合に当該事項のみを記載する。会計監査人の辞任又は解任に関しては、通常、会計監査人設置会社と会計監査人の見解が相違した場合等における辞任又は解任か、会計監査人の健康上の理由に基づく辞任であると考えられる。
2. 辞任した会計監査人又は解任された会計監査人（社員総会の決議によって解任されたものを除く。）について当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたもの以外にはない場合には、「辞任した会計監査人又は解任された会計監査人（社員総会の決議によって解任されたものを除く。）につき該当事項はない。」旨記載することが考えられる。

## 事業報告に係る附属明細書（ひな型）

（記載上の注意）

1. 該当項目のないものは作成を要しない（「該当事項なし」と特に記載する必要はない。）。
2. 計算規則に規定されている附属明細書の記載項目は最小限度のものであるので、特定目的会社が、その他の情報について社員等にとり有用な情報であると判断した場合には、項目を適宜追加して記載することが望ましい。
3. 金額の記載単位については、事業報告の金額の記載単位に合わせて記載するものとする（単位未満の端数処理を含む。）。

### 1. 第三者との間の取引であって、特定目的会社と役員又は支配社員との利益が相反するものの明細

（単位： 円）

区 分	氏名又は 名称	取引の内容	取引の額	債権・債務 の額	摘 要
取締役					
会計参与					
監査役					
支配 社員		営業 取引			
		営業取 引以外 の取引			
		営業 取引			
		営業取 引以外 の取引			
		営業取 引以外 の取引			
		営業取 引以外 の取引			

（記載上の注意）

1. 特定目的会社と第三者との間の取引で、特定目的会社と取締役、会計参与、監査役又は支配社員との利益が相反するものについて、その

ことが分かるように取引の内容に関連付けて記載する。

2. 特定資産の部に表示された債権とその他の資産の部に表示された債権とを区分して表示する。
3. 「取引の内容」欄には、取引の種類、物件の種類、取引の条件等を具体的に記載する。なお、譲渡した財産の帳簿価額等を脚注又は「摘要」欄に記載する。

## 2. 特定目的会社が取得し、又は所有している他の会社、特定目的会社その他の法人の発行済株式又は出資の持分の明細

種類	銘柄	期末出資残高		議決権に占める割合
		株数	帳簿価額	

(記載上の注意)

1. 発行済株式又は出資の持分には、これらに係る信託受益権を含む(ここでは「株式等」という。)
2. 「議決権に占める割合」欄には、株式等に係る議決権の当該株式等を発行した法人の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合を記載する。

## 3. 取締役及び監査役の兼務の状況の明細

区分	氏名	兼務する他の法人名	兼務の内容	摘要
取締役				
監査役				

(記載上の注意)

1. 「兼務の内容」欄には、他の法人等(法人その他の団体をいう。)の無限責任社員、取締役、監査役又は支配人の別を記載する。
2. 兼務の内容が重要でない場合は、その記載を省略することができる。
3. 兼務する他の会社の営業が特定目的会社の営業と同一の部類のものであるときは、その旨を「摘要」欄に記載する。

#### 4. その他の重要な事項

(記載上の注意)

附属明細書に、上記のほか、事業報告の内容を補足する重要な事項を記載する場合の記載様式は、上述したひな型との整合性を考慮に入れて適宜、工夫する。

#### 利益処分案等（ひな型）

##### 利 益 処 分 案

(単位： 円)

科 目	金 額	
当期末処分利益	×××	
任意積立金取崩額		
……積立金	<u>×××</u>	
計	×××	
これを次のとおり処分する。		
利益処分額		
優先出資配当金（1口につき×円×銭）	×××	
特定出資配当金（1口につき×円×銭）	×××	
任意積立金		
……積立金	<u>×××</u>	<u>×××</u>
次期繰越利益		<u>×××</u>

(記載上の注意)

一定の目的のために留保した積立金の目的使用以外の取崩金額は、任意積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもって記載する。

## 損 失 処 理 案

(単位： 円)

科 目	金 額
当期未処理損失	×××
これを次のとおり処理する。	
損失処理額	
任意積立金取崩額	
……積立金	<u>×××</u>
次期繰越損失	<u>×××</u>

(記載上の注意)

一定の目的のために留保した積立金の目的使用以外の取崩金額は、任意積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもって記載する。

※ 事業報告書の添付書類（資産の流動化に関する法律施行規則第100条）

- 一 当該事業年度に係る計算書類、事業報告及び利益処分計算書又は損失処理計算書並びにこれらの附属明細書
- 二 当該事業年度の末日における資産流動化計画

以 上